

(3) 3号規制

順応地域を一般地域に変更する。

3号規制とは、工場その他の事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準である。規制基準値を算出する計算式（ $CL_m = K \times C_m$ ）に1号規制基準値（ C_m ）が含まれていることから、1号規制の基準値を順応地域から一般地域に変更することにより、3号規制基準値も変更となる。

規制基準の設定方法は、以下のとおりだが、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に基づいているので、変更がない。

次の式により算出する悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = K \times C_m$$

この式において、 CL_m 、 K および C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

CL_m ：排水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

K ：下表の第1欄に掲げる悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m ：1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

メチルメルカプタン	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	2.9